

公益社団法人新潟県獣医師会 定款

制定日 平成 22 年 3 月 31 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人新潟県獣医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市中央区新光町 15 番地 2 に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、獣医学術及び技術の振興・普及、獣医師道の高揚等を図ることにより、動物に関する保健衛生・愛護精神の向上、安全安心な畜水産食品の生産振興、人の公衆衛生の向上及び社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜衛生・畜水産業振興支援事業
- (2) 公衆衛生・社会福祉増進事業
- (3) 学校飼育動物支援事業
- (4) 自然環境保全事業
- (5) 学術普及向上事業
- (6) 動物愛護普及啓発事業
- (7) 災害時被災動物救護事業
- (8) 国際交流・科学技術支援事業
- (9) 会員の互助・福利厚生、表彰、慶弔等事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県内において行うものとする。

(規 律)

第 5 条 この法人は、総会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 功労会員 一般会員のうち、この法人に功労のあった者で別に定める規程に該当し、理事会で承認された者。
- (3) 名誉会員 一般会員及び功労会員のうち、この法人の発展に特に功労のあったもので、総会において推薦され承認された者。
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する個人又は団体で理事会に

において承認された者。

- 2 前項の会員のうち一般会員並びに功労会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 一般会員並びに功労会員は新潟県内に住居を有し、又は就業し、獣医師免許を有する者とする。

(入会)

第7条 この法人に入会しようとする者は理事会が別に定める誓約書及び入会申込書を会長理事に提出し理事会の決議を得なければならない。

- 2 理事会は、その可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

ただし、功労会員及び名誉会員は、会費を徴収しない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において一般会員及び功労会員の半数以上であって、一般会員及び功労会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則、規程等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、本会の目的に反するような行為をし、又はこの法人の秩序を乱したとき。
- (3) 会費を3年以上納入しないとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人を退会し、又は除名された会員が既に納めた会費その他の会員としての義務に基づく金品はこれを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、一般会員及び功労会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議された事項
- (8) 前号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の種類)

第14条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

(開催)

第15条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 定時総会は、毎年度6月に1回開催する。

3 一般会員及び功労会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する一般会員及び功労会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、一般会員及び功労会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に特別な定めがある場合を除き、一般会員及び功労会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行なう。

2 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者のなかから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第4章 支部及び専門部会

(支部)

第20条 この法人に支部を設け会員を分属するものとし、支部に関する規程は、理事会の決議を得て、別に定める。

(専門部会の設置)

第21条 この法人に専門的事項を企画研究する専門部会を設けることができる。

2 専門部会の組織は、理事会の定めるところによる。

3 専門部会の事業は、別に定める各部会の規則等によるものとする。

ただし、その執行にあたっては、あらかじめ理事会の決議を得るものとする。

第5章 役員

(役員の種類)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
 - (3) 理事のうち1名を会長理事とする。
 - (4) 会長理事以外の理事のうち2名を副会長理事とする。
 - (5) 会長理事及び副会長理事以外の理事のうち1名を業務の執行を行う専務理事とする。
- 2 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の候補者は、別に定めるところによる。
- 3 理事会は会長理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は総会に付議した上でその決議の結果を参考にすることができる。
- 4 副会長理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長理事は、この法人を代表し会務を執行する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐する。
- 4 専務理事は会長理事及び副会長理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、第22条に定めた定数を割り込んだ場合は、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 役員解任は、総会において、一般会員及び功労会員の半数以上であって、一般会員及び功労会員の議決権の3分の2以上の決議によって行うものとする。

(報酬等)

第27条 役員には、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を遂行するにあたり、生じた費用を弁償することができる。

(顧問、相談役)

第28条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、総会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問、相談役はこの法人の重要事項に関し、会議に出席して答え、又は意見を述べることができる。

4 顧問、相談役は、無報酬とする。

ただし、その職務を遂行するにあたり、生じた費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びにその目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長理事、副会長理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長理事が招集する。

2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意志表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事録は、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 この法人の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 36 条 この法人の重要な財産を除いた財産の管理は、会長理事が管理する。管理方法は、理事会の決議を経て会長理事が定める。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長理事が作成し、理事会の決議を経て定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 41 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において一般会員及び功労会員の半数以上であって、一般会員及び功労会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計の原則等)

第 42 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会において一般会員及び功労会員の半数以上であって、一般会員及び功労会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

(解 散)

第 44 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 4 8 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において一般会員及び功労会員の半数以上であって、一般会員及び功労会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 47 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、一般会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て会長理事が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については会長理事が理事会の決議を得て別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この定款の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 楠原征治 遠藤恭介 山田英一 水下健次 鶴巻藤太郎 上村清隆 宮川 保
長島文幸 滝沢 徹 坂田郁夫 諏佐 薫 上村 公夫 高橋好一 内塚敏夫
本間穂積 吉岡 丹 佐藤保彦 大野裕一
監事 志賀逸郎 織田正之 廣井信人

- 4 この法人最初の会長理事は、新潟県新潟市西区上新栄町五丁目5番5号 楠原征治、専務理事は水下健次とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、総会の決議の日（平成24年5月24日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、総会の決議の日（平成25年5月25日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、総会の決議の日（令和2年5月27日）から施行する。